

平塚市告示第127号

平成13年3月30日

平塚市長 吉野 稜威雄

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令（平成12年総理府令第15号）別表備考の規定に基づき、区域の区分を次のとおり定め、平成13年4月1日から施行する。

記

- 1 a 区域：平成13年平塚市告示第125号により騒音規制法（昭和43年法律第98号）に基づく特定工場などにおいて初生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定した地域（以下「指定地域」という。）のうち第1種区域として定めた区域
- 2 b 区域：指定地域のうち第2種区域として定めた区域
- 3 c 区域：指定地域のうち第3種区域及び第4種区域として定めた区域

以上